

不服申立て事案答申第 251 号

不服申立て事案諮問第 272 号

件名：特定会社との取引に関する相談の記録の不開示（不存在）決定に関する
件

答 申

1 審議会の結論

愛知県知事が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 4 月 6 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 21 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件開示請求の記載内容から、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人と特定会社 A 及び特定会社 B との取引について、令和 3 年 4 月から本件開示請求の開示請求日である令和 5 年 4 月 6 日までに審査請求人が都市・交通局都市総務課建設業・不動産業室（以下「担当課室」という。）に相談を行った際の相談記録と解した。

(2) 本件開示請求に係る保有個人情報の存否について

ア 担当課室では、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）第 10 条の 2 第 4 項第 8 号において、宅地建物取引業に関する事務をつかさどることとされており、宅地建物取引業の免許業者（以下「宅建業者」という。）に対する宅地建物取引業法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 176 号）に基づく指導・監督事務の一環として、宅地建物取引に関する紛争相談

に対応している。

イ 相談に対応した場合は、当事者の氏名や当該取引の概要を記録した宅地建物取引に係る紛争相談票（以下「相談票」という。）を作成するが、全ての相談について相談票を作成するわけではなく、内容を勘案し記録が必要と判断した場合に限られる。

当時の担当者に確認したところ、令和 3 年 4 月以降に審査請求人からの特定会社 A 及び特定会社 B に関する相談について対応したが、その内容は民事契約に関する紛争であったため、相談票は作成しなかったとのことであった。

また、審査請求人はその後も令和 5 年 4 月 6 日までに複数回にわたり、担当課室に当該紛争についての相談を行ったが、いずれも相談票は作成しておらず、さらに、本件開示請求を受け、相談票以外に相談の記録が残されていないか探索を行ったが、存在しなかった。

ウ 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不開示（不存在）決定をしたものである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人と特定会社 A 及び特定会社 B との取引について、令和 3 年 4 月から本件開示請求の開示請求日である令和 5 年 4 月 6 日までに審査請求人が担当課室に相談を行った際の相談記録である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、担当課室においては、宅建業者に対する宅地建物取引業法に基づく指導・監督事務の一環として、宅地建物取引に関する紛争相談に対応しており、内容を勘案し記録が必要と判断した場合は相談票を作成している。しかし、審査請求人からの相談内容は、土地の相続に関する苦情であって、審査請求人と特定会社 A 及び特定会社 B との間に契約関係はないこと、また、宅地建物取引業法に基づく指導・監督事務の範囲外のものであったことから、相談票は作成しなかったとのことである。念のため相談票の電子データ及び紙ファイルを探索したが存在せず、さらに、相談票以外に相談の記録が残されていないか探索を行ったが、存在しなかったとのことである。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報は作成しておらず、存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和 3 年 4 月から請求日現在までに私が建設業・不動産業室に対して行った私と特定会社 A、特定会社 B との取引に関する相談の記録

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5.12.15	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 2.26	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
6.10.28 (第242回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
6.11.11 (第243回審議会)	審議
6.12.23	答申